

家計改善支援とは



自立を促す支援です！

【家計改善支援 POINT】

- 家計の問題を解決するのは**相談者自身**
- 相談の基本は
相談者の「**自己決定**」と「**自立支援**」

※金銭管理を行うことではありません

(相談支援員がお金の管理、振込など相談者に代わって行うことはありません)

認知症や知的障がいなど**判断能力が不十分**で

一人で金銭管理が難しい方は**支援対象外**です

→成年後見制度、日常生活自立支援事業 を案内します

【対象者】

☆家計改善ができる能力がある方

- 家計管理がうまくできない方
- 借金や滞納が増え続けている方
- 収入が不安定な方
- 支出の内容が分かっていない方

【支援内容】

- 家計管理に関する支援
(家計簿の作成支援など)
- 滞納(家賃、税金など)の解消や
各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援
(多重債務者相談機関との連携等)

～支援の流れ～

相談・利用申込み
福祉総合相談窓口へ



① 相談者自身が課題が見えるようになる支援

⇒家計の「見える化」を支援します



② 相談者自ら家計を管理しようとする意欲を引き出す支援

③ 相談者と共に目標を設定し、家計再生に向けての伴走支援



1年間を目安



・家計が安定化する！

・相談者自身で将来にわたって

家計を管理できるようになる！

家計が安定していない場合など

→日常生活自立支援事業

→成年後見制度 などを案内

【問い合わせ先】 福祉総合相談窓口（稲沢市社会福祉協議会） TEL： 0587-32-1484